

## 生駒市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

令和5年10月26日

生駒市監査委員 東 良 徳 一  
生駒市監査委員 平松亜矢子  
生駒市監査委員 白 本 和 久

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

#### 2 請求書の提出

令和5年8月31日

### 第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明によれば、本件監査請求の要旨は、次のとおりである。

#### 1 請求の対象

生活保護制度利用者であるA、B及びCの3名（以下、「本件3名」という。）は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号。以下「年金時効特例法」という。）に係る特例の対象者であり、各々遡及して年金が支給されることとなった。その際に生駒市は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定による返還請求（以下、「返還請求」という。）を本件3名に対して行い（以下、本件3名に対する返還請求処分を「本件返還請求処分」、本件3名に対する返還金額合計を「本件返還請求元金」という。）、以下のとおり返還を受けた。

Aからの返還 返還日 平成27年6月15日 金額 6,703,480円

Bからの返還 返還日 令和元年5月15日 金額 1,126,061円

Cからの返還 返還日 令和2年10月29日 金額 699,245円

その後、令和4年6月、生活保護費の管理の問題が生駒市議会で取り上げられるなどする中で、外部からの指摘を受け、平成19年12月28日付けで厚生労働省社会・援護局保護課保護係長から発出された事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）を無視した返還請求を行っていたことが明らかとなったことから、生駒市は、令和4年9月13日に各返還処分を取り消し、令和4年9月16日、本件3名に対し、以下のとおり返還額に利息を付して支払うこと（以下、「本件支出行為」という。）を余儀なくされた。

Aへの返還金額 返還金元金 6,703,480円 利息 2,432,536円

	合計 9, 136, 016円	
Bへの返還金額	返還金元金 1, 126, 061円	利息 188, 190円
	合計 1, 314, 251円	
Cへの返還金額	返還金元金 699, 245円	利息 39, 540円
	合計 738, 785円	
本件3名への返還金額合計		
	返還金元金 8, 528, 786円	利息 2, 660, 266円
	合計 11, 189, 052円	

以上のとおり、生駒市は、違法な取扱いによって損害を被ることになったことから、違法な取扱いを行った当時の職員に対し損害賠償請求権を有しているところ、その当該損害賠償請求権の行使を怠っていること。

## 2 請求対象が違法又は不当であることの理由

生活保護法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めているが、同条は、返還額について、一律にその受けた保護金品に相当する金額全部とするのではなく、具体的な算定方法を定めることなく、保護の実施機関に一定の裁量を認めている。これは、生活保護法第63条が全額返還を原則としつつも、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合には、その返還を免除することが被保護者の自立及び更生を助長するという生活保護制度の目的に適うこと、保護金品の全額を返還額とすることが被保護者の生活を著しく圧迫する場合には、被保護者世帯の自立を阻害し、生活保護制度の趣旨に反する結果となり得るからである。つまり、同法により返還を求める金額の決定は、もともと保護の実施機関の自由裁量ではない。さらに、本件事務連絡では、5年以上前の遡及年金（以下、「時効特例給付」という。）については、返還請求の対象とはしない旨を明記している。したがって、生駒市が本件返還請求処分を行ったことは違法であり、令和4年に本件返還請求処分が違法であることが露見したことで、本件3名に対し、本件返還請求元金に利息を付して支払うことを余儀なくされたものである。

本件事務連絡について、生駒市内部でどのように共有されていたかは明らかではないが、その内容の重要性に鑑みれば、担当職員間で容易に確認できる状態でファイリングされていたと考えるのが自然であり、一人一人の生駒市民の社会生活を支えるという意識が鈍麻していなければ、本件事務連絡の存在には必ず気がついたと考えられる。しかし、残念ながら実態はそうではない。結果として本件事務連絡による注意喚起は無視され違法な行政処分がなされてしまった。

生駒市福祉事務所長は、生活保護法第63条の規定による被保護者が返還する金額の決定に関して、生活保護法第19条第4項及び自治法第153条第2項の規定より生駒市長から権限を委任されているところ、上記違法な行政処分がなされてしまったことについて、その責任は重大であり、当時の福祉事務所長には故意、少なくとも重過失が認められる。

また、生駒市長は、上記のとおり生活保護法第63条の規定による被保護者が返還する金額の決定に関する権限を福祉事務所に委任しているが、生駒市福祉事務所に對する事務委任規則（昭和46年11月生駒市規則第18号）では、異例又は重要と認められるものは、あらかじめ生駒市長の指揮を受けなければならないとされており、時効特例給付を生活保護法第63条との関係でどのように処理するのかは、その返還金額が高額であることも相まって、「異例又は重要」にあたることは論を待たない。ここで、本件返還請求処分は生駒市長の指揮の下に行われたと考えるのが自然である。以上の事実を鑑みると、当時の生駒市長に故意又は過失が存在したことは明らかであり、生駒市に對して損害賠償義務を負っている。

よって、生駒市は、違法に返還請求を行った当時の福祉事務所長及び生駒市長（以下、「本件相手方ら」という。）に對し損害賠償請求権を有しているが、その行使を怠っているのは違法又は不当である。

### 3 生駒市に与えた損害

（住民監査請求書の記載）

生駒市が、違法に本件返還請求処分を行ったことにより、令和4年9月16日に本件3名へ返還することを余儀なくされた本件返還請求元金8,528,786円及び利息2,660,266円の合計11,189,052円が生駒市の損害である。なお、生活保護制度は、市町村のみならず国及び都道府県の支弁も定めていることから、上記金額のうち、生駒市が国及び奈良県から補てんを受けた金額は除外されるが、その詳細は明らかではないことから、本件監査請求では上記金額を損害額として請求する。

（陳述時の補足説明）

生駒市の損害額について、本件監査請求書の提出時点では、上記のとおりであったが、その後、生駒市議会定例会決算審査委員会において、本件返還請求元金のうち4分の3が国の負担で4分の1が生駒市の負担であること及び利息については全額生駒市の負担であることが判明したため、本件監査請求における損害額を、返還金元金2,132,197円（8,528,786円の4分の1）及び利息2,660,266円の合計4,792,463円に訂正する旨の申出があった。

### 4 求める措置内容

（住民監査請求書の記載）

生駒市は、A及びBに對し返還処分を行った当時の福祉事務所長に對し、合計10,450,267円（Aに對する返還金額9,136,016円、Bに對する返還金額1,314,251円）、Cに對し返還処分を行った当時の福祉事務所長に對し738,785円及び本件3名に對し返還処分を行った当時の生駒市長に11,189,052円をそれぞれ損害賠償請求するとともに、生駒市によって、生活保護利用者らの健康で文化的な生活が脅かされることのないよう再発防止策を定め、これを公表することを求める。

（陳述時の補足説明）

職員各々に對する請求金額については言及がなかったが、陳述時の補足説明による訂正後の生駒市の損害額を踏まえると、A及びBに對し返還処分を行った当時の福祉事務所長に對し、

合計4, 578, 112円、Cに対し返還処分を行った当時の福祉事務所長に対し214, 351円及び本件3名に対し返還処分を行った当時の生駒市長に4, 792, 463円をそれぞれ損害賠償請求するとの主張であると認識した。

### 第3 監査の実施

#### 1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第7項の規定により、令和5年10月3日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

#### 2 監査の対象事項

生駒市が、本件3名に対して年金時効特例法に係る遡及年金のうち時効特例給付を返還請求し、その後令和4年に本件返還請求処分を取り消した上で、本件返還請求元金に利息を付して本件3名に返還したことについて、本件返還請求処分を行った本件相手方らに対して損害賠償請求していないことが違法又は不当であるかを監査の対象とした。

#### 3 監査の対象部局及び生駒市の主張

生駒市福祉健康部生活支援課を監査の対象とし、必要な資料の提出を求めた。また、令和5年10月3日に、福祉健康部長、生活支援課長等から事情聴取を行った。

提出された資料及び事情聴取における生駒市の主張の趣旨は以下のとおりである。

##### (1) 事実の概要

平成19年に基礎年金番号に統合されていない年金記録が全国で約5, 095万件存在する、いわゆる「消えた年金問題」が明らかになった。これに伴い、国は年金記録の調査及び訂正を行い、年金時効特例法等に基づき、時効によって消滅した年金について遅延特別加算金を付して年金を支給した。

生駒市は、平成27年にAが時効特例給付6, 703, 480円を受給したことが判明したため、時効までの5年間に生駒市からAに支給した生活保護費の範囲内の時効特例給付の金額に対して返還請求を行い、返還を受けた。

遡及年金に関する生活保護実務上の取扱いについては、本件事務連絡が出されており、被保護者が時効特例給付を受給した場合は当該給付については返還請求の対象とせず、当該年金収入額により保護の要否の判定を行うとともに、当該年金が支給された月に収入認定を行うことで保護費を算定するという取扱いが示されていた。

そのため、平成27年に生駒市がAに返還請求を行った取扱いと齟齬が生じる結果となっており、本件事務連絡に示された取扱いによれば、返還は不要であったことが令和4年になって判明した。これは、返還請求を行った当時の職員が本件事務連絡の存在を認識していなかったことによるものである。

これを受け、生活保護法第63条の規定により返還決定したケースを改めて確認したところ、同様のケースが2件（令和元年度、Bに対して1, 126, 061円、令和2年度、Cに対して699, 245円）判明したため、対象3世帯に対し謝罪するとともに本件返還請求元金に

利息を付して返金を行った。

## (2) 本件返還請求の違法性及び不当性についての主張

年金の受給権は年金支給事由が生じた日に発生していたものとされる。したがって、年金受給権が発生した日から生活保護法第63条の返還額決定の資力が発生していたものとして取り扱うこととなる。本件3名は、遡及して受給した日以前5年以上前から年金の受給権を有していたが、自治法第236条第1項の規定により返還請求権の時効は5年となっているため、5年以内に本件3名が各々受給した保護金品から返還を求めたものである。その結果、5年以内に受給した保護金品の合計額よりも、遡及して受給した時効特例給付の額の方が少額であったため、時効特例給付の全額が返還請求対象となったものである。

時効特例給付の全額を返還請求対象としたことについては、厚生労働省社会・援護局保護課長からの通知（平成24年7月23日付社援保発0723第1号）（以下、「平成24年通知」という。）において、遡及して受給した年金収入の取扱いについて示されており、被保護者が遡及年金を受給した場合に返還金から自立更生費等を控除する際には、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談としては、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない場合に限り認められるものであることから、当時、時効特例給付の全額を返還対象としたものと思われる。以上から、本件返還請求処分は、本件事務連絡の内容と齟齬があるものの、生活保護法第63条の規定に基づくものであることに違いはなく、違法ではない。

国が発出する事務連絡の性質は、元々、国が保護の実施機関に対して行う行政指導にすぎないとされている（平成26年8月29日大阪地方裁判所判決）。したがって、本件事務連絡を適用しなかったこと自体が必ずしも違法な処分に当たるものではない。また、資力が具現化した日を起点に、時効までの5年間に受給した保護金品について返還を求めたことは、本件事務連絡との間に齟齬はあるものの生活保護法第63条の規定に従った事務処理である。生活保護手帳別冊問答集や平成24年通知などにおいて本件返還請求を正当と考える見解が複数認められ、適正な行政の観点から見て不適當な瑕疵があるとはいえず不当性もない。

上記のとおり、違法性及び不当性がないにもかかわらず、本件3名に対して返金を行ったのは、国から地方公共団体に対する技術的な助言については、地方公共団体には一般的な尊重義務があるとされている（「新基本法コンメンタール地方自治法」村上順、白藤博行、人見剛編 日本評論社 379ページ）ことを踏まえ、改めて検討した結果であって、本件事務連絡に従うことは合理的な判断であり、不当性はない。

## (3) 過失又は故意に当たるかについての主張

国からの事務連絡は、通常軽微なものが多く、重要なものは厚生労働省告示、厚生労働事務次官・局長等からの通知として発出され、生活保護業務を行うに当たり日常的に手引きとしている生活保護手帳にも掲載される。しかし、本件事務連絡は厚生労働省の係長から発出されたものであり、「生活保護手帳」をはじめ「別冊問答集」や「生活保護関連法令通知集」にも掲載されていなかった。国や県からの通知やメールは令和4年度実績で年間約600件あったが、それらを常日頃から課内で共有し適切に管理する必要があることは当然であると認識してい

るが、平成19年当時、いわゆる消えた年金問題をいつまでにどのように解決するのが明確に示されていた訳ではないことから、本件事務連絡の内容が将来にわたり継続する大きな問題であり、その重要性を認識し後世に引き継いでいくべきものであると認識することは困難であったと言える。

以上から、本件事務連絡の取扱いと齟齬が生じたことについて、過失又は故意に当たるものでもない。

#### (4) 請求人が主張する生駒市の損害について

本件3名に対する本件返還請求元金8,528,786円については、令和4年度に返還請求を取り消し、本人に返金したことにより、国が示す取扱いを適用したため損害に当たらない。

さらに、生活保護法第75条第1項1号により、市町村が支弁した保護費の4分の3を国が負担することになっており、生駒市の実質負担は4分の1である。

一方、利息分については、厚生労働省にも確認したところ、全額が生駒市の負担になる。しかしながら、本件返還請求処分が違法ではないとはいえ、本件事務連絡を収受しながら国が示す取扱いを適用しなかったため、民法第404条、民法第704条の法意等に照らし、国家賠償請求訴訟のリスクなども考慮の上、利息を付したものであり、損害にも当たらない。

#### (5) 再発防止策について

今回の事案を受けて、今後再発を防止するために以下のとおり対策をとっている。

##### ア 体制の整備

社会福祉士の配置、研修受講による職員個別の対応力の強化、生活保護業務に精通した弁護士と委託契約し困難ケースに対する相談できる体制の整備及び社会福祉協議会等の関係機関との連携を密にすることにより、複合的な課題を併せ持つケースへの対応を強化した。

##### イ 通知文書の適切な管理

数多く届く事務連絡について、管理職や主幹、係長が内容を正確に理解した上で、当該文書を受領した際、課員に回覧するだけでなく、特に重要と思われるものは朝礼、課内会議、勉強会等を通じて周知徹底を図るとともに、課員が常時閲覧できるよう電子データとして保存し管理している。

保存したデータは「生活保護手帳」の更新状況をみてメンテナンスすることとし、データの保存期間を原則5年と設定しつつ、整理する際は課内協議を行い、後世に残すべきものは削除せず残すこととしている。

また、人事異動があった際は、新任の職員に対し係長や先輩職員が一定期間指導に当たり上記事務連絡の内容を適切に引き継ぎ、確認状況をチェックリストにより管理することとする。

##### ウ 「生活保護手帳」等の参照及び県への照会

生活保護業務においては「生活保護手帳」、「生活保護手帳別冊問答集」を適宜参照し、解釈が難しい場合は奈良県に照会し助言を仰いでいる。これに加え、他自治体で作成・運用されている独自のマニュアルを参照し、適切に処理している。

## エ 厚生労働省への働きかけ

今回の件は、本件事務連絡の取扱いに沿わなかったことが発端であるが、重要なものについては、事務連絡ではなく、厚生労働省告示、事務次官・局長通知等重要性の高さが伺えて然るべき方法で発出される必要があったと考える。このことについて、現時点において直接的な働きかけは行っていないが、今後、重要な通知の際は、適切な発出方法を検討するとともに、本件について「生活保護手帳別冊問答集」に掲載するよう、全国市長会、毎年実施される事務監査、実施方針のヒアリング時等において奈良県を通じて要望していく。

## 第4 監査の結果

### 主文

本件監査請求を棄却する。

### 事実及び判断理由

#### 1 事実関係の確認

本件監査請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述内容、関係職員の事情聴取及び生活支援課から提出された資料等に基づき、次のように事実を確認した。

##### (1) 本件返還請求処分から同取消による本件3名への返還の経緯

###### Aに対する経緯

返還請求をした日	平成27年6月9日	請求金額	6,703,480円
返還金の収入日	平成27年6月15日		
返還請求取消日	令和4年9月13日		
返還金支出日	令和4年9月16日	返還金元金	6,703,480円
		利息	2,432,536円
		返還金合計	9,136,016円

###### Bに対する経緯

返還請求をした日	令和元年5月15日	請求金額	1,126,061円
返還金の収入日	令和元年5月15日		
返還請求取消日	令和4年9月13日		
返還金支出日	令和4年9月16日	返還金元金	1,126,061円
		利息	188,190円
		返還金合計	1,314,251円

###### Cに対する経緯

返還請求をした日	令和2年10月21日	請求金額	699,245円
返還金の収入日	令和2年10月29日		
返還請求取消日	令和4年9月13日		

返還金支出日	令和4年9月16日	返還金元金	699,245円
		利息	39,540円
		返還金合計	738,785円

## (2) 本件事務連絡について

平成19年に、旧社会保険庁による不適切な管理により、基礎年金番号に統合されていない記録約5,095万件の存在が明らかになった。これに伴い、年金時効特例法が制定・施行され、年金記録が訂正された上で年金が裁定された場合は、5年で時効消滅となる部分について時効特例給付として給付されることとなった。その後、平成19年12月28日に、上記時効特例給付の対象となった生活保護受給者への対応について、本件事務連絡が発出された。

本件事務連絡には、年金記録の訂正や判明により、年金が増額される被保護者及び新たに年金受給資格を得られる被保護者への対応について、以下のとおり示されている。

### ア 遡及して支給された年金のうち、5年以内の年金について

従来どおり、返還請求の対象となる。(返還請求が決定された日から遡って5年間分の保護費相当分が対象。なお、原則として全額が対象となるが、当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合においては、一部返還額を控除しても差し支えない。)

なお、当該年金額が、返還対象となる保護費相当分を上回る分については、収入認定の取扱いとなる。

### イ 遡及して支給された年金のうち、5年以上前の年金について

返還請求の対象とせず、保護の要否の判定、あるいは保護費の算定上、支給月において収入認定するものとして取り扱うこと。(ただし、6か月以内で分割して収入認定する取扱いも可能。)

本件事務連絡については、本件返還請求処分を行った際の職員に引継ぎがされていなかった。また、「生活保護手帳」、「生活保護手帳別冊問答集」及び「生活保護関連法令通知集」には掲載されていない。

## 2 判断理由

### (1) 監査請求期間

住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないとされているところ(自治法第242条第2項)、「財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とする住民監査請求において、右請求権が右財務会計上の行為のされた時点においていまだ発生しておらず、又はこれを行行使することができない場合には、右実体法上の請求権が発生し、これを行行使することができるようになった日を基準として同項(引用者注：自治法第242条第2項)の規定を適用すべき」とされている(平成9年1月28日最高裁判所判決)。

本件監査請求において、請求人は、本件返還請求処分が違法であることを前提に、本件返還請求処分を行った本件相手方らに対する損害賠償請求権の行使を怠っていることを「怠る事実」として主張しているところ、本件返還請求処分時点では、本件返還請求元金について利息を付



して返還すべきことが確定していない以上、いまだ生駒市に本件3名に対する本件返還請求元金の返還義務及び利息支払義務が生じていたとはいえ、その時点で直ちに生駒市が損害を被るものではなく、生駒市が本件相手方らに対して、損害賠償請求権の行使を怠っているという「怠る事実」は存在していない。したがって、「怠る事実」についての監査請求も本件返還請求処分時点ではすることができないものであり、「怠る事実」について監査請求をすることが可能になった時、すなわち、当該実体法上の請求権が発生し、かつ、これを行使し得ることとなった時から1年の期間制限に服するものとして、自治法第242条第2項が適用されるといえる。

本件においては、令和4年9月13日に、生駒市が本件3名らに対して、本件返還請求処分を取り消し、本件返還請求元金に利息を付して支払うことを決定した時点で、本件返還請求元金及び利息の支払義務が発生したことになることから、同日又は請求人が予備的に主張する同月16日を基準に監査請求期間を計算したとしても、そのいずれにおいても1年以内に監査請求がなされていることから、自治法第242条第2項の期間内に監査請求がなされたものと認められる。

(2) 本件相手方らに対する損害賠償請求権を行使しないことが違法又は不当か

ア 本件相手方らに対する損害賠償請求権は認められるか

(ア) 本件返還請求処分について

請求人は、本件相手方らに対する損害賠償請求権の前提として、本件3名に対し、本件返還請求処分を行ったことは、生活保護法第63条の裁量の範囲を逸脱するものであって、本件事務連絡においても、時効特例給付について返還対象としないことが明記されていることに反し、違法である旨主張する。

生活保護法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかにその受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。同条は、利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、その資力を現実に活用することができず、保護の必要が急迫していること等を理由として保護を受けた者について、その資力を現実に活用することができる状態になった場合において、当該保護を有効なものとしつつ、当該保護の実施に要した費用の返還義務を定めたものである。同条が、返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」と上限となる金額を定める一方、その算定方法を具体的に規定せず、「保護の実施機関の定める額」と規定しているのは、まず自身の資産を活用することを求める保護の補足性の原則（同法第4条第1項）を踏まえて、本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつも、生活に困窮する国民に最低限度の生活を保障し、その自立を助長するという同法の目的（第1条）に鑑み、全額を返還させることが不可能又は不相当である場合には、支給済みの保護費の範囲内において適切な返還額を定めることができるものとする趣旨に出たものであると解される。

そして、生活保護法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産、収入の

状況、地域の実情等を踏まえた個別具体的かつ技術的な判断を要するものというべきであるから、その決定については、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が支給済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である。

生活保護法第63条の費用返還の取扱いについては、厚生労働省から平成24年通知が発出されており、被保護世帯が遡及して年金を受給した場合の自立更生費の取扱いについては、定期的に支給される年金の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、自立更生費の控除については厳格に対応することが求められるとしたうえで、費用返還額は原則全額となること、真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害などの本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと、事前に相談があった場合でも、慎重に必要性を検討することとされている。

本件返還請求処分において、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内で支給された遡及年金の全額を返還の対象としたことは、本件3名から自立更生費控除の申し出がなかったこと及び真にやむを得ない事情が認められないことから、平成24年通知に沿った取扱いであり、生駒市の裁量の範囲を逸脱又は濫用したものと認められず、違法とは認められない。

また、本件返還請求処分は、本件事務連絡に反するものであるが、本件事務連絡は、その体裁、内容等に照らせば、保護の実施機関が裁量的に返還請求に係る返還額を定める際の取扱いについての厚生労働省の見解を示したものにすぎないものであり（平成26年8月29日大阪地方裁判所判決）、職員が生活保護事務を遂行するに当たり通常使用される生活保護手帳などの手引書にも掲載されておらず、生駒市の裁量の範囲を限定するものとは解されず、当該見解を採用しなかったとしても、生駒市の裁量の範囲を逸脱又は濫用したものと認められず、違法とは認められない。

したがって、本件返還請求処分は、生駒市の裁量の範囲内の適法な処分であり、違法とは認められない。

#### (イ) 本件支出行為について

請求人は、本件支出行為については、正当であり、争わないとしている。

上記のとおり、本件返還請求処分は、生駒市の裁量の範囲内の適法な処分ではあるものの、本件事務連絡から本件返還請求処分までのいずれかの時点の職員間の引継ぎが不十分であったため、本件返還請求処分時は本件事務連絡の存在を認識せずに実施されたものであり、改めて検討の結果、一般的な尊重義務を課されている本件事務連絡に沿うよう、本件返還請求処分を取り消し、本件支出行為をすることとしたものであって、その判断には合理性が認められることから、本件支出行為も、生駒市の裁量の範囲内の適法な行為であり、違法とは認められない。

#### イ まとめ

したがって、本件相手方らに対する損害賠償請求権の前提となる違法行為は認められないため、その余について判断するまでもなく、生駒市長が本件相手方らに対し、損害賠償請求権を

行使しないことは違法又は不当とは認められない。

以上の理由により、本件住民監査請求は主文のとおり決定することと判断した。

## 第5 意見

以上のとおり、本件監査請求については棄却するが、次のとおり意見を述べる。

本件返還請求処分は、違法ではないものの、後に本件支出行為をしていることから、本件事務連絡を把握していればなされなかったものであり、生駒市としては、再発防止策を策定、実行し、同様な事態が起こらないようにすべきである。

令和4年9月29日の生駒市議会第5回定例会厚生消防委員会の答弁（以下、「本件議会答弁」という。）の中で、重要な内容を含む国からの事務連絡を適切に引継ぎができなかった点についての再発防止体制づくりに着手するとされ、本件監査請求に対する弁明において、体制の整備と通知文書の適切な管理が提示された。当該体制の整備及び通知文書の適切な管理については、今後、実行することを徹底されたい。また、生駒市職員服務規程第20条の2においては、職員は、異動の際、その担当する事務について、文書又は口頭によりその内容を明らかにし、速やかに後任者又は所属長の指定する者に引き継がなければならないとされているところ、当該規程の改訂も含め、全庁的に文書による引継の実施を検討されたい。

次に、本件議会答弁で、①生活保護業務の執行にあたり日常的に手引きとしている生活保護手帳などで本件事務連絡の内容が欠落していた点につき、もっと分かりやすいような資料を示していただくよう国の方をお願いしなければならないと考えている、②重大な内容が含まれているものについての自治体への通知の仕方、在り方についても、国、県等にも求めていきたいと考えていると答弁していたところ、本件監査請求に対する弁明においては、現時点において国、県等に直接的な働きかけは行っていないが、全国市長会、毎年実施される事務監査、実施方針のヒアリング時等において奈良県を通じて要望していくとのことであった。本件議会答弁後すでに1年以上が経過しており、国、県等への働きかけの機会があったはずであるのに何も行われていなかったことは問題であり、確実にこれらについて実行すべきである。

以上